

## 安全報告書 2023年度

本報告書は、航空法第111条の6、並びにこれに基づく航空法施行規則第221条の5、及び第221条の6に基づいて作成されています。

1. 安全確保のための事業運営の基本方針
2. 安全確保のための事業の実施及び管理体制
3. 航空法第111条の4に基づく報告に関する事項
4. 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置に関する事項

### 1. 安全確保のための事業運営の基本方針

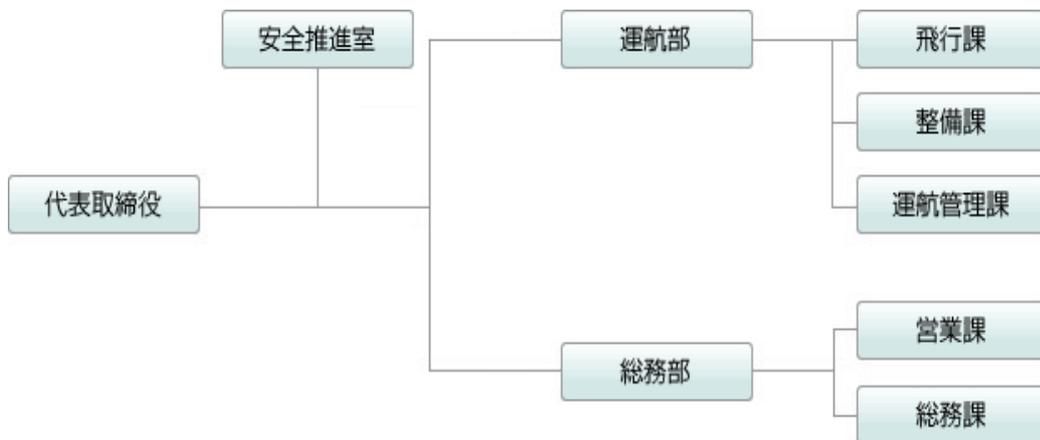
弊社は安全運航を会社の最優先テーマとしています。皆さまに安心してご搭乗していただけるよう、経営者トップをはじめ社員全員が一丸となり不安全要素の排除に取り組んでおります。そのため出発時刻の遅延等、お客さまにご不便をおかけすることがあるかもしれませんが、これも安全を確保するため、最善をつくしている証だにご理解いただき、ご協力ください。

私どもは「安全」が最優先です。

### 2. 安全確保のための事業の実施及び管理体制

#### 2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

##### (1) 組織図 (2023年4月1日現在)



##### (2) 安全確保に関する組織の機能・役割

安全推進室は安全推進室長を業務の責任者とし、代表取締役の安全に対する指示・意図を運航部に付与するとともに、運航部内で発生した問題点の改善を行います。

また情報の収集、不安全要素の抽出、原因の調査・分析を行い、リスク情報等の関連情報を共有化します。

運航部は運航部長を責任者とし、安全推進室長を補佐し安全活動を計画的に実施し、事故・インシデント等の未然防止に努めます。

### (3) 航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員数1名  
整備従事者数3名

### (4) 運航管理者数及び有資格整備士数

運航管理者数4名  
有資格整備士数2名

## 2-2 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

### (1) 航空機乗組員、整備従事者、運航管理従事者の定期訓練および審査

### (2) 運航の問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

上記2項については、国土交通省航空局が規定する「運航規程審査要領：空航第58号」、「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業の許可、及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号、及び71号」に基づいて作成 / 認可された「運航規程」、及び「整備規程」により適切に実施されています。

\* これらの規程については、航空局のホームページをご覧ください。

### (3) 安全に関する社内啓蒙活動の取組み

- ・安全会議の実施
- ・緊急連絡訓練の実施
- ・安全総点検の実施
- ・各安全セミナー等の参加
- ・空港内消火救難訓練の参加

## 2-3 保有航空機に関する情報

| 機種          | 機数 | 座席数 | 年間飛行時間 | 導入時期  | 機齢  |
|-------------|----|-----|--------|-------|-----|
| セスナ式172R型   | 1機 | 4席  | 66時間   | 1998年 | 25年 |
| セスナ式172Hラム型 | 1機 | 4席  | 27時間   | 1967年 | 56年 |

## 3. 航空法第111条の4に基づく報告に関する事項

2023年度において、航空事故、重大インシデント、安全上のトラブル等航空機の正常な運航に支障をおよぼすような事態の発生はございませんでした。

#### 4. 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置に関する事項

##### 4-1 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置

- (1) 事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分、又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置
  - (2) 安全向上のために講じた措置又は講じようとする措置
- \* 上記2項目についても、ございません。

##### 4-2 安全に関する目標達成度、取組の実施状況、トラブルの発生状況をふまえた当該事業年度の安全状況の総括的評価

- \* 全社員常に安全運航に取組んでおり、その結果、重大な不安全及び不具合の発生はございませんでした。また安全総点検においても不安全事項はございませんでした。

##### 4-3 翌事業年度の全社的安全目標、各部門の具体的な取組み目標等

- \* 本報告書の冒頭にありますように、弊社の「安全確保のための事業運営の基本方針」に則り、2024年度も基本重視で安全運航の継続を達成するため全社員一丸となって努力してまいります。